

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月1日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区下末吉5丁目23-71付近の擁壁崩壊に係る地盤調査等業務委託

2 履行(納品)場所

鶴見区下末吉5丁目23-71付近、鶴見区総務課

3 契約日

令和5年8月2日

4 履行日又は履行期間

令和5年8月2日から令和5年8月31日

5 契約金額

150,700円

6 契約の相手方(名称及び所在)

一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北詰 昌樹
東京都文京区千石4丁目38番2号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の範囲、継続・解除の判断は周辺住民の生命にかかわる事案であり、緊急で実施する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

建築局が協定を締結している地盤品質判定士会であり、迅速に対応できる者であるため。

9 所管課

鶴見区総務課